

2025年3月期 第3四半期決算短信(日本基準)(非連結)

2025年2月12日

上場会社名 株式会社 セレスポ
コード番号 9625 URL <http://www.cerespo.co.jp>
代表者 (役職名) 代表取締役社長
問合せ先責任者 (役職名) 執行役員経理部長
配当支払開始予定日
決算補足説明資料作成の有無 : 無
決算説明会開催の有無 : 無

上場取引所 東
TEL 03-5974-1111
(氏名) 田代 剛
(氏名) 久保田 裕

(百万円未満切捨て)

1. 2025年3月期第3四半期の業績(2024年4月1日～2024年12月31日)

(1) 経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2025年3月期第3四半期	11,363	54.2	1,115		1,126		482	
2024年3月期第3四半期	7,369	49.8	65		60		64	

	1株当たり四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益
	円 銭	円 銭
2025年3月期第3四半期	88.31	
2024年3月期第3四半期	11.43	

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
2025年3月期第3四半期	12,980	10,397	80.1	1,901.48
2024年3月期	12,152	10,025	82.5	1,838.49

(参考)自己資本 2025年3月期第3四半期 10,397百万円 2024年3月期 10,025百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2024年3月期		0.00		23.00	23.00
2025年3月期		0.00			
2025年3月期(予想)				30.00	30.00

(注)直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 有

3. 2025年3月期の業績予想(2024年4月1日～2025年3月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	13,500	50.7	670		670		180		32.95

(注)直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 有

注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
以外の会計方針の変更 : 無
会計上の見積りの変更 : 無
修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数(普通株式)

期末発行済株式数(自己株式を含む)	2025年3月期3Q	5,703,500 株	2024年3月期	5,703,500 株
期末自己株式数	2025年3月期3Q	235,616 株	2024年3月期	250,327 株
期中平均株式数(四半期累計)	2025年3月期3Q	5,462,147 株	2024年3月期3Q	5,599,730 株

添付される四半期財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー : 有(任意)

業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

(将来に関する記述等についてのご注意)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料P3.「1.当四半期決算に関する定性的情報(2)業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 財政状態及び経営成績に関する説明	2
(2) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. 四半期財務諸表及び主な注記	4
(1) 四半期貸借対照表	4
(2) 四半期損益計算書 (第3四半期累計期間)	5
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	6
(継続企業の前提に関する注記)	6
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	6
(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	6
(セグメント情報等の注記)	6
(その他)	6

[期中レビュー報告書]

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 財政状態及び経営成績に関する説明

①経営成績

東京オリンピック・パラリンピックの入札に関する独禁法違反容疑において、皆様に多大なるご心配及びご迷惑をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社を取り巻く環境は、資材価格及び人件費等が上昇しているものの、リアルな人流及びインバウンド需要の回復により、景気は一部で足踏みしていますが緩やかな回復基調が継続しております。

このような環境により、当社においても、資材価格及び人件費等の上昇によるコスト増加リスクを注視していく必要があるものの、主要領域におけるイベントの開催も回復基調にあります。

また、官公庁からの指名停止措置は解除されており、当期への影響は一部となっております。

当社は、事業基盤再建のため各拠点のマネジメントを徹底するよう行動し、また、若手社員を中心に人材育成の取り組みを強化しております。さらに、コンプライアンスの徹底を図ることにより信頼回復へ繋げ、これらによってリバイバル（復活）を果たすべく活動しております。

以上の結果、当第3四半期累計期間の業績は下記のとおりとなりました。

売上高	11,363百万円（前期同期の売上高は7,369百万円）
営業利益	1,115百万円（前期同期の営業損失は65百万円）
経常利益	1,126百万円（前期同期の経常損失は60百万円）
四半期純利益	482百万円（前期同期の四半期純損失は64百万円）

各部門別の状況は次のとおりであります。

〔基本事業部門〕

官公庁からの指名停止措置の影響が減少したことで各領域の案件数と案件単価が増加し、売上高は7,299百万円と前年同期比39.6%の増収となりました。

〔スポーツ事業部門〕

前年の実績と比較して請負範囲の拡大による案件単価の増加により、売上高は897百万円と前年同期比37.4%の増収となりました。

〔競争事業部門〕

前年の実績と比較して大型案件数が大きく増加したことにより、売上高は3,165百万円と前年同期比112.9%の増収となりました。

部門別の売上高の明細は次表のとおりであります。

(単位：百万円)

部 門	売 上 高	構 成 比	前 期 比 増 減	主 要 領 域
基本事業	7,299	64.2%	2,070 (39.6%)	各営業拠点が担当する、様々なイベント領域
スポーツ事業	897	7.9%	244 (37.4%)	中央競技団体等が開催するスポーツ・競技に関するイベント領域
競争事業	3,165	27.9%	1,678 (112.9%)	皇室ご臨席行事を中心とした全国持ち回りで開催されるイベント領域
合 計	11,363	100.0%	3,994 (54.2%)	

②財政状態

(資 産)

当第3四半期会計期間末の総資産は前事業年度末に比べて828百万円増加し、12,980百万円となりました。これは主に現金及び預金が1,296百万円減少したものの、受取手形、売掛金及び契約資産が2,461百万円増加したことによるものであります。

(負 債)

当第3四半期会計期間末の負債は前事業年度末に比べて456百万円増加し、2,583百万円となりました。これは主に買掛金が197百万円減少したものの、短期借入金が300百万円、未払法人税等が167百万円、訴訟関連損失引当金が280百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末の純資産は前事業年度末に比べて371百万円増加し、10,397百万円となりました。これは主に利益剰余金が356百万円増加したことによるものであります。

(2) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

2025年3月期の業績予想につきましては、2024年5月10日に発表いたしました通期の業績予想を修正しております。詳細につきましては、本日(2025年2月12日)公表いたしました「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,437,933	5,141,679
受取手形、売掛金及び契約資産	1,147,656	3,609,569
原材料及び貯蔵品	38,783	38,021
未成請負契約支出金	50,408	62,532
その他	75,573	70,662
貸倒引当金	△4,990	△10,248
流動資産合計	7,745,363	8,912,216
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	235,817	225,283
土地	3,310,250	3,310,250
その他（純額）	40,923	38,334
有形固定資産合計	3,586,990	3,573,867
無形固定資産	83,049	67,597
投資その他の資産		
その他	785,035	472,482
貸倒引当金	△48,024	△45,469
投資その他の資産合計	737,011	427,013
固定資産合計	4,407,051	4,068,479
資産合計	12,152,415	12,980,696
負債の部		
流動負債		
買掛金	750,173	552,461
短期借入金	550,000	850,000
未払法人税等	36,257	203,955
賞与引当金	115,110	57,239
その他	515,640	485,816
流動負債合計	1,967,181	2,149,472
固定負債		
退職給付引当金	90,762	92,900
資産除去債務	33,368	33,371
訴訟関連損失引当金	—	280,000
その他	35,522	27,898
固定負債合計	159,654	434,170
負債合計	2,126,835	2,583,643
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,370,675	1,370,675
資本剰余金	2,219,921	2,222,284
利益剰余金	6,591,656	6,948,586
自己株式	△166,900	△157,115
株主資本合計	10,015,353	10,384,430
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10,227	12,622
評価・換算差額等合計	10,227	12,622
純資産合計	10,025,580	10,397,052
負債純資産合計	12,152,415	12,980,696

(2) 四半期損益計算書 (第3四半期累計期間)

(単位: 千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)
売上高	7,369,597	11,363,698
売上原価	4,898,571	7,588,395
売上総利益	2,471,025	3,775,303
販売費及び一般管理費	2,536,866	2,660,136
営業利益又は営業損失 (△)	△65,841	1,115,167
営業外収益		
受取配当金	516	520
保険解約返戻金	—	7,746
投資有価証券売却益	1,231	—
その他	5,707	6,711
営業外収益合計	7,454	14,978
営業外費用		
支払利息	2,533	3,354
営業外費用合計	2,533	3,354
経常利益又は経常損失 (△)	△60,919	1,126,791
特別損失		
固定資産売却損	228	—
訴訟関連損失引当金繰入額	—	280,000
特別損失合計	228	280,000
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 (△)	△61,148	846,791
法人税、住民税及び事業税	19,069	175,685
法人税等調整額	△16,188	188,753
法人税等合計	2,881	364,438
四半期純利益又は四半期純損失 (△)	△64,029	482,352

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)
減価償却費	46,879千円	41,109千円

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

当社は、イベント総合請負業ならびにこれらの関連業務の単一事業セグメントであるため、記載を省略しております。

(その他)

独占禁止法違反の疑いに係る偶発債務等について

公正取引委員会による行政処分が確定した場合には、課徴金が発生します。

また、当社が有する契約には、当社が一定の法令等に違反した場合、契約の相手方が当該契約金額に基づく金銭的な請求権を行使できる条項を含む場合があります。

現時点においては、これらの影響額を合理的に見積もることは困難であります。

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年 2月12日

株式会社セレスポ
取締役会 御中

アスカ監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 石渡 裕一朗
業務執行社員

指定社員 公認会計士 若尾 典邦
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社セレスポの2024年4月1日から2025年3月31日までの第48期事業年度の第3四半期会計期間（2024年10月1日から2024年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2024年4月1日から2024年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(四半期決算短信開示会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータおよびHTMLデータは期中レビューの対象には含まれていません。